

(別紙)

南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日 48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）一部改正
新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにスワジランド産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティン並びにスワジランド産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 (1) <u>告示5の(1)の低温処理施設は、次の条件を満足しているものとされている。</u> ア～ウ (略) (2) <u>告示5の(1)の低温処理船舶は、次の条件を満足しているものとされている。</u> ア～エ (略) (3) <u>告示5の(1)の低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとされている。</u> ア～オ (略) (4) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、<u>2の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。</u> (5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定	南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第4及び第5の南アフリカ共和国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティン並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和48年5月24日農林省告示第1045号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 消毒施設 (1) <u>告示6の(2)のアの低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。</u> ア～ウ (略) (2) <u>告示6の(2)のイの低温処理船舶は、次の条件を満足しているものとする。</u> ア～エ (略) (3) <u>告示6の(2)のイの低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。</u> ア～オ (略) (4) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、<u>3の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。</u> (5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定

された低温処理コンテナについては、毎年、2の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関によりその記号・番号、所有者、容積及び指定年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(同旨の規定は4に移動した。)

2 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア～ウ (略)
エ (削除)

(2) 低温処理船舶

ア 植物防疫官は、低温処理船舶について、1の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

イ アの調査は、当該船舶が1の(4)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ (略)
エ (削除)

された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関によりその記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 積み込み時の措置

告示7の積み込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによること。ただし、航空機へ積み込むときは、(2)の措置に限ること。

(1) シート等でこん包を完全に被覆すること。

(2) こん包の通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)を張ること。

3 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア～ウ (略)

エ アの調査において、低温処理施設の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として空の状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、低温処理施設の中央及び隅の合計2か所に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、低温処理施設の壁面、床及び天井から、それぞれ1メートル以上離すこと。

(エ) 生果実の中心部の温度が -0.6°C になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、 -0.6°C 以下に保たれていることを確認すること。

(2) 低温処理船舶

ア 植物防疫官は、低温処理船舶について、1の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、当該船舶が1の(3)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ (略)

エ アの調査において、低温処理船舶の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として空の状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、船室の中央及び四隅のうちの3か所の合計4か所(複

(3) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、低温処理コンテナについて、1の(3)の条件を満足するものであることを確認するため、毎年1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認すること。

イ・ウ (略)

エ (削除)

(4) 消毒施設の指定の取消し

指定された消毒施設であっても、(1)、(2)若しくは(3)の調査の結果により、又はその使用中に1の(1)、(2)若しくは(3)の条件を満足しないことが判明した場合には、当該施設の指定は南アフリカ共和国植物防疫機関により取り消されるものとされている。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 南アフリカ共和国植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

イ 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として南

数デッキにあっては、各船室の中央及び四隅のうちの2か所の合計3か所に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、船室の壁面、床及び天井から、それぞれ1メートル以上離すこと。

(エ) 生果実の中心部の温度が -0.6°C になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、 -0.6°C 以下に保たれていることを確認すること。

(3) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、低温処理コンテナについて、1の(3)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ・ウ (略)

エ アの調査において、低温処理コンテナの能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として空の状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、低温処理コンテナの中央、扉付近及び冷気の戻り口付近の3か所に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、低温処理コンテナの壁面及び床から、それぞれ50センチメートル以上離すこと。

(エ) 生果実の中心部の温度が -0.6°C になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、 -0.6°C 以下に保たれていることを確認すること。

(4) 消毒施設の指定の取消し

指定された消毒施設であっても、(1)、(2)若しくは(3)の調査の結果により、又はその使用中に1の(1)若しくは(2)の条件を満足しないことが判明した場合には、当該施設の指定は南アフリカ共和国植物防疫機関により取り消されるものとする。

4 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

(ア)～(ウ) (略)

イ 輸出検査の確認

アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリノモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。

(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

告示6の(1)の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 生果実の種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリノモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。

(イ) 南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した輸出検査の結果を確認し、輸出検査においてチチュウカイミバエ等検疫有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果、検疫有害動植物が発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 当該低温処理船舶又は低温処理コンテナが、2の(2)

(ア) 告示6の(1)の検査の確認は、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実の種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリノモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。

(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド王国農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないこと。

ウ (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

(ア) 告示6の(1)の検査の確認は、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関が行う検査と共同して、生果実の種類別（スウィートオレンジにあっては品種別）にこん包数の2パーセント以上について行い、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエのほか、かんきつ黒星病菌、フォールスコドリノモス又はカイガラムシ類がないことを確認すること。

(イ) (ア)の検査の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、南アフリカ共和国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 当該低温処理船舶又は低温処理コンテナが、3の(2)

）又は（３）により調査されたものであることを確認すること。

（イ）～（エ） （略）

（オ）南アフリカ共和国植物防疫機関により告示４の封印がなされたことを確認すること。

（カ）低温処理コンテナにあっては、南アフリカ共和国植物防疫機関により、植物検疫証明書に告示４の（３）の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること

（キ）南アフリカ共和国植物防疫機関が記録した告示６の（２）のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が的確であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示６の（２）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア）告示５の（２）の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナであることを確認すること。

（イ）告示４の封印が破れていないことを確認すること。

（ウ）南アフリカ共和国植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理船舶又は低温処理コンテナごとの温度センサーの校正記録及び告示５の消毒が開始された記録を確認すること。

（エ） （略）

（オ）輸入港における検査で消毒が完全に行われていないことが判明した場合には、当該生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

エ （削除）

4 積み込み時の措置

告示７の積み込み時の措置は、次に掲げるもののいずれかによることとされている。ただし、航空機へ積み込むときは、（２）の

）又は（３）により調査されたものであることを確認すること。

（イ）～（エ） （略）

（オ）南アフリカ共和国植物防疫機関により告示４の（２）の封印がなされたことを確認すること。

（カ）低温処理コンテナにあっては、南アフリカ共和国植物防疫機関により、植物検疫証明書に告示４の（２）の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示６の（２）のイの輸入港における消毒終了の確認は、次により、原則として南アフリカ共和国植物防疫機関と共同して行うものとする。

（ア）告示４の（２）の封印が破れていないことを確認すること。

（イ） （略）

エ 植物検疫証明書

植物防疫官は、アの（ア）により検疫有害動植物がないこと、イにより告示６の（２）の消毒が開始されたこと及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該船舶の船室詰又は当該コンテナ詰生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

措置に限ることとされている。

(1) シート等でこん包を完全に被覆すること。

(2) こん包の通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）を張ること。

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとされている。

(1) ・ (2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がこん包又は束ねたこん包になされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

(4) チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとする。

(1) ・ (2) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の(1)の封印がこん包又は束ねたこん包になされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (略)

(4) チチュウカイミバエが発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ 前記アのチチュウカイミバエが付着した原因について南アフリカ共和国植物防疫機関及びスワジランド王国農務省と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。